

平成24年さいたま市議会12月(11月繰上げ)定例会提出議案一覧

合計55件(専決処分報告議案1件・予算議案3件・条例議案39件・一般議案6件・道路議案2件・人事議案4件)

専決処分報告議案

議案第142号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成24年度さいたま市一般会計補正予算(第6号))

予算議案

議案第143号~議案第145号

(内容)

- ・平成24年度さいたま市一般会計補正予算(第7号)
- ・平成24年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算(第1号)
- ・平成24年度さいたま市病院事業会計補正予算(第2号)

条例議案

議案第146号 さいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部保護課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における生活保護法及び社会福祉法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- 1 救護施設、更生施設、生活保護法に基づく授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準
 - ・省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。
- 2 医療保護施設の設備及び運営に関する基準
 - ・医療法その他の医療に関する法令により運営されなければならないこととするもの。
- 3 社会福祉法に基づく授産施設の設備及び運営に関する基準
 - ・生活保護法に基づく授産施設に準じた基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第147号 さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における老人福祉法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- 1 養護老人ホームの設備に関する基準
 - ・設備について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。
- 2 養護老人ホームの運営に関する基準
 - 養護老人ホームが整備する記録の保存期間について、省令で定める現行基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

記録の種類	省令	条例
-------	----	----

入所者の処遇の状況に関する記録	2年間	5年間
-----------------	-----	-----

以外の運営について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第148号 さいたま市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における老人福祉法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
一の居室の定員の基準

- 一の居室の定員について、省令で定める現行基準を見直し、次のとおり独自の基準を定めるもの。

施設	省令	条例
特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホーム	1人(特例で2人)	4人以下

整備する記録の基準

- 保存すべき記録の保存期間について、省令で定める現行基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

記録の種類	省令	条例
入所者の処遇の状況に関する記録	2年間	5年間

及び 以外の設備及び運営について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

2 ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

ユニットの入居定員の基準

- ユニットの入居定員について、省令で定める現行基準を見直し、次のとおり独自の基準を定めるもの。

施設	省令	条例
ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム	おおむね10人以下	12人以下

整備する記録の基準

- 保存すべき記録の保存期間について、省令で定める現行基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

記録の種類	省令	条例
入所者の処遇の状況に関する記録	2年間	5年間

及び 以外の設備及び運営について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第 1 4 9 号 さいたま市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定について
 (所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における社会福祉法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 軽費老人ホームの設備に関する基準

- ・ 設備について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

2 軽費老人ホームの運営に関する基準

軽費老人ホームが整備する記録の保存期間について、省令で定める現行基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

記録の種類	省令	条例
入所者に提供するサービスの状況に関する記録	2年間	5年間

以外の運営について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成 2 5 年 4 月 1 日

議案第 1 5 0 号 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における障害者自立支援法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 指定障害福祉サービス事業者の指定に関する要件

- ・ 申請者が有すべき要件について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

2 指定障害福祉サービスの事業の人員に関する基準

- ・ 従業者の員数、管理者等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

3 指定障害福祉サービスの事業の設備に関する基準

訓練・作業室の面積基準

- ・ 省令で定める現行基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

設備	省令	条例
生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の事業に係る訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有すること。	定員 1 人当たりの床面積は、3.3 平方メートル以上とすること。

以外の設備及び備品等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

4 指定障害福祉サービスの事業の運営に関する基準

- ・ 勤務体制の確保、緊急時の対応等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成 2 5 年 4 月 1 日

議案第 1 5 1 号 さいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における障害者自立支援法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- 1 指定障害者支援施設の指定に関する要件
 - ・ 申請者が有すべき要件について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。
- 2 指定障害者支援施設の人員に関する基準
 - ・ 従業者の員数について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。
- 3 指定障害者支援施設の設備に関する基準
訓練・作業室の面積基準
 - ・ 省令で定める現行基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

設備	省令	条例
指定障害者支援施設に設ける訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有すること。	定員1人当たりの床面積は、3.3平方メートル以上とすること。

以外の設備について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

- 4 指定障害者支援施設の運営に関する基準
 - ・ 勤務体制の確保、緊急時の対応等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第152号 さいたま市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における障害者自立支援法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- 1 障害福祉サービス事業の設備に関する基準
 - ・ 設備等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。
- 2 障害福祉サービス事業の運営に関する基準
 - ・ 勤務体制の確保、緊急時の対応等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第153号 さいたま市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における障害者自立支援法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- 1 地域活動支援センターの設備に関する基準
 - ・ 設備等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。
- 2 地域活動支援センターの運営に関する基準

- ・ 職員の配置、緊急時の対応等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第154号 さいたま市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における障害者自立支援法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 福祉ホームの設備に関する基準

- ・ 設備等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

2 福祉ホームの運営に関する基準

- ・ 職員の配置、緊急時の対応等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第155号 さいたま市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における障害者自立支援法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 障害者支援施設の設備に関する基準

- ・ 設備について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

2 障害者支援施設の運営に関する基準

- ・ 勤務体制の確保、事故発生時の対応等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第156号 さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における児童福祉法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 指定障害児通所支援事業者の指定に関する要件

- ・ 申請者が有すべき要件について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

2 指定通所支援の事業の人員に関する基準

- ・ 従業者の員数及び管理者について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

3 指定通所支援の事業の設備に関する基準

指導訓練室の面積基準

- ・ 省令で定める現行基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

設備	省令	条例
指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）及び指定放課後等デイサービス事業所に係る指導訓練室	指導訓練室を備えなければならない。	床面積は、利用定員1人につき2.47平方メートル以上としなければならない。

以外の設備及び備品等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

4 指定通所支援の事業の運営に関する基準

- ・ 利用定員、勤務体制の確保等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

（施行期日） 平成25年4月1日

議案第157号 さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における児童福祉法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

（内容）

- 1 指定障害児入所施設の指定に関する要件
 - ・ 申請者が有すべき要件について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。
- 2 指定障害児入所施設の人員に関する基準
 - ・ 従業者の員数について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。
- 3 指定障害児入所施設の設備に関する基準
 - ・ 設備について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。
- 4 指定障害児入所施設の運営に関する基準
 - ・ 勤務体制の確保、緊急時の対応等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

（施行期日） 平成25年4月1日

議案第158号 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

（所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て企画課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における児童福祉法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

（内容）

- 1 保育所に関する基準
 - 設備に関する基準
 - ア 設備の面積について、省令で定める現行基準を見直し、次のとおり独自の基準を定めるもの。

設備		省令	条例
乳児室	乳児（0歳児）	1人につき1.65平方メートル以上	1人につき5平方メートル以上（市長が適当と認める場合には、3.3平方メートル以上）
	満2歳未満の幼児	1人につき1.65平方メートル以上	1人につき3.3平方メートル以上

	(1歳児)	方メートル以上	トル以上
ほふく室	乳児(0歳児)	1人につき3.3平方メートル以上	1人につき5平方メートル以上(市長が適当と認める場合には、3.3平方メートル以上)
	満2歳未満の幼児(1歳児)	1人につき3.3平方メートル以上	1人につき3.3平方メートル以上

イ 設備の内容について、省令で定める現行基準を見直し、次のとおり独自の基準を定めるもの。

施設	省令	条例
満2歳以上の幼児(就学前までの者)を入所させる保育所	保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、調理室及び便所を設けること。	保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(市長が適当と認めるときは、当該保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、調理室及び便所を設けること。

ウ 省令で定められている保育所外で調理し搬入する方法に係る規定については、全て保育所内で調理するため、本条例には規定しないこととするもの。

エ アからウまで以外の設備の基準について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

運営に関する基準

- ・ 職員、保育時間等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

2 助産施設、乳児院等の保育所以外の児童福祉施設に関する基準

- ・ 助産施設、乳児院等の設備及び運営について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第159号 さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における介護保険法の一部改正等に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 指定居宅サービス事業者の指定に関する要件

- ・ 申請者が有すべき要件について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

2 指定居宅サービスの事業の人員に関する基準

- ・ 従業者の員数、管理者等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

3 指定居宅サービスの事業の設備に関する基準

- ・ 事業所の利用定員、設備及び備品等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

4 指定居宅サービスの事業の運営に関する基準

指定居宅サービス事業者が整備する記録に関する基準

- ・ 保存すべき記録の保存期間について、省令で定める現行基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

記録の種類	省令	条例
-------	----	----

利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する記録	2年間	5年間
-------------------------	-----	-----

以外の事業の運営について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第160号 さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における介護保険法の一部改正等に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- 1 指定介護予防サービス事業者の指定に関する要件
 - ・ 申請者が有すべき要件について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。
- 2 指定介護予防サービスの事業の人員に関する基準
 - ・ 従業者の員数、管理者等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。
- 3 指定介護予防サービスの事業の設備に関する基準
 - ・ 事業所の利用定員、設備及び備品等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。
- 4 指定介護予防サービスの事業の運営に関する基準

指定介護予防サービス事業者が整備する記録に関する基準

 - ・ 保存すべき記録の保存期間について、省令で定める現行基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

記録の種類	省令	条例
利用者に対する指定介護予防訪問介護等の提供に関する記録	2年間	5年間

以外の事業の運営について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第161号 さいたま市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における介護保険法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- 1 指定介護老人福祉施設の指定に係る申請の要件
 - ・ 指定介護老人福祉施設の指定に係る申請をするために必要な特別養護老人ホームの入所定員は、30人以上とするもの。
- 2 指定介護老人福祉施設の人員に関する基準
 - ・ 従業者の員数について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。
- 3 指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の設備に関する基準

指定介護老人福祉施設の一の居室の定員の基準

 - ・ 一の居室の定員について、省令で定める現行基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

の。

施設	省令	条例
指定介護老人福祉施設	1人(特例で2人)	4人以下

ユニット型指定介護老人福祉施設の一のユニットの入居定員の基準

- ・ 一のユニットの入居定員について、省令で定める現行基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

施設	省令	条例
ユニット型指定介護老人福祉施設	おおむね10人以下	12人以下

及び 以外の設備について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

4 指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の運営に関する基準

指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設が整備する記録に関する基準

- ・ 保存すべき記録の保存期間について、省令で定める現行基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

記録の種類	省令	条例
指定介護老人福祉施設の入所者又はユニット型指定介護老人福祉施設の入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する記録	2年間	5年間

以外の指定介護福祉施設サービスの提供に係る運営等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第162号 さいたま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における介護保険法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 介護老人保健施設の人員に関する基準

- ・ 従業者の員数について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

2 介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の施設及び設備に関する基準

- ・ 食堂等の施設及び建物の構造設備について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

3 介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の運営に関する基準

介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設が整備する記録に関する基準

- ・ 保存すべき記録の保存期間について、省令で定める現行基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

記録の種類	省令	条例
介護老人保健施設の入所者又はユニット型介護老人保健施設の入居者に対する介護保健施設サービスの提供に関する記録	2年間	5年間

以外の介護保健施設サービスの提供に係る運営等について、省令で定める現行基準

と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第163号 さいたま市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 指定介護療養型医療施設の人員に関する基準

- ・ 従業者の員数について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

2 指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の設備に関する基準

- ・ 建物の構造設備について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

3 指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の運営に関する基準

指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設が整備する記録に関する基準

- ・ 保存すべき記録の保存期間について、省令で定める現行基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

記録の種類	省令	条例
指定介護療養型医療施設又はユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する記録	2年間	5年間

以外の指定介護療養施設サービスの提供に係る運営等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

4 条例の失効

- ・ この条例は、平成30年3月31日限りで効力を失うこととするもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第164号 さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における介護保険法の一部改正等に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する要件

- ・ 申請に有すべき要件について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

2 指定地域密着型サービスの事業の人員に関する基準

- ・ 従業者の員数、管理者等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

3 指定地域密着型サービスの事業の設備に関する基準

指定地域密着型介護老人福祉施設の設備に関する基準

- ・ 一の居室の定員について、省令で定める現行基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

施設	省令	条例
指定地域密着型介護老人福祉施設	1人(特例で2人)	4人以下

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備に関する基準

- ・ 一のユニットの入居定員について、省令で定める現行基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

施設	省令	条例
ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設	おおむね10人以下	12人以下

及び 以外の設備等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

4 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する基準

指定地域密着型サービス事業者が整備する記録に関する基準

- ・ 保存すべき記録の保存期間について、省令で定める現行基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

記録の種類	省令	条例
利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の提供に関する記録	2年間	5年間

以外の事業の運営について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第165号 さいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における介護保険法の一部改正等に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する要件

- ・ 申請者が有すべき要件について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

2 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員に関する基準

- ・ 従業者の員数、管理者等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

3 指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備に関する基準

- ・ 事業所の利用定員、設備及び備品等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

4 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する基準

指定地域密着型介護予防サービス事業者が整備する記録に関する基準

- ・ 保存すべき記録の保存期間について、省令で定める現行基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

記録の種類	省令	条例
利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護等の提供に関する記録	2年間	5年間

以外の事業の運営について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第166号 さいたま市医療法施行条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部地域医療課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における医療法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- ・ 専属の薬剤師を配置すべき診療所
- ・ 専属の薬剤師の配置について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第167号 さいたま市公衆浴場法施行条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部生活衛生課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における公衆浴場法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 配置の基準

- ・ 一般公衆浴場の設置場所の配置について、県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

2 衛生及び風紀に必要な措置の基準

- ・ 一般公衆浴場及びその他の公衆浴場について、県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第168号 さいたま市興行場法施行条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部生活衛生課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における興行場法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 設置の場所の基準

- ・ 設置の場所について、県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

2 構造設備の基準

- ・ 構造設備について、県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

3 衛生等の措置の基準

業務の従事について、県条例で定める現行基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

施設	埼玉県条例	市条例
興行場	伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者を業務に従事させないこと。	感染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者を業務に従事させないこと。ただし、医師の診断により支障がない場合にあっては、この限りでない。

以外について、県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第169号 さいたま市理容師法施行条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部生活衛生課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における理容師法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 理容の業を行う場合の衛生上必要な措置

- ・ 衛生上必要な措置について、県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

2 理容所の衛生上必要な措置

県条例で定める現行基準にはない、隔壁等により外部及び他の施設と区画することを定めるもの。

以外については、県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

3 出張理容を行うことができる場合

県条例で定める現行基準にはない、社会福祉施設等の入所者に対して理容を行う場合を定めるもの。

以外については、県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

4 出張理容を行う場合の届出

- ・ 県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第170号 さいたま市美容師法施行条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部生活衛生課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における美容師法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 美容の業を行う場合の衛生上必要な措置

- ・ 衛生上必要な措置について、県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

2 美容所の衛生上必要な措置

県条例で定める現行基準にはない、隔壁等により外部及び他の施設と区画することを定めるもの。

以外については、県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

3 出張美容を行うことができる場合

県条例で定める現行基準にはない、社会福祉施設等の入所者に対して美容を行う場合を定めるもの。

以外については、県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

4 出張美容を行う場合の届出

- ・ 県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第171号 さいたま市クリーニング業法施行条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部生活衛生課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律におけるクリーニング業法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- ・ 営業者が講じるべき衛生措置
- ・ 衛生上必要な措置について、県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第172号 さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部男女共同参画課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における社会福祉法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 婦人保護施設の設備に関する基準

- ・ 建物の構造、居室の面積等について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

2 婦人保護施設の運営に関する基準

省令で定める現行基準にはない、入所者の人権尊重、職員の資質向上、秘密の保持等について定めるもの。

以外の運営の基準について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第173号 さいたま市道路の構造の技術的基準及び道路標識に関する条例の制定について

(所管課所・建設局土木部道路計画課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における道路法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 道路の構造の技術的基準

- ・ 市が管理する県道又は市道を新設し、又は改築する場合における道路の幅員、線形等の構造について、政令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

2 道路標識の寸法

- ・ 市が管理する県道又は市道に設ける道路の案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法について、規則で定めることとするもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第174号 さいたま市移動等円滑化のために必要な道路の構造上の基準に関する条例の制定について

(所管課所・建設局土木部道路環境課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、新たに

条例を制定するもの。

(内容)

- ・ 移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準
- ・ 市が管理する県道又は市道を新設し、又は改築する場合における移動等円滑化のために必要な歩道、立体横断施設、自動車駐車場等の構造について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第175号 さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部食品安全推進課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令における食品衛生法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準
- ・ 設備及び職員の配置について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日等

議案第176号 さいたま市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部生活衛生課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における旅館業法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 設置場所の基準

- ・ 学校等に類する施設との距離制限について、県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

2 衛生の措置の基準

県条例で定める現行基準を見直し、入浴者ごとに換水する客室の入浴設備について、図面、自主管理の手引書等の作成及び衛生管理に係る責任者の選任し届出ることを定めるもの。

以外について、県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

3 宿泊を拒むことができる事由

- ・ 宿泊を拒むことができる事由について、県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第177号 さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部都市公園課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 住民1人当たりの都市公園の敷地面積の目標
 - ・ 住民1人当たりの都市公園の敷地面積について、政令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。
- 2 都市公園の配置及び規模に関する技術的基準
 - ・ 都市公園の配置及び規模について、政令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。
- 3 公園施設の設置基準
 - ・ 一の都市公園の公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合について、都市公園法及び政令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。
- 4 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準
 - ・ 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第178号 さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部住宅課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における公営住宅法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 公営住宅等の整備基準
 - ・ 公営住宅及び共同施設の整備について、省令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。
- 2 公営住宅及び改良住宅の入居者資格に係る収入基準の設定
 - ・ 裁量階層対象者(収入基準を緩和する必要がある者)の範囲を規定し、対象者ごとに基準額を定めるもの。
- 3 原発事故避難者に対する公営住宅の入居者資格の特例
 - ・ 福島原子力発電所の事故に係る居住制限者であり、かつ、住宅困窮者である者については、入居者資格を有する者とみなすもの。
- 4 連帯保証人の存否の調査
 - ・ 連帯保証人の存否について、入居者に報告等を求めることができることとするもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第179号 さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築行政課)

都市の低炭素化の促進に関する法律の制定等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 減免規定の見直し
 - ・ 国又は地方公共団体が建築する建築物について、建築基準法の許可、認定等の申請に対する審査手数料を免除しないこととするもの。
- 2 手数料の追加

- ・ 低炭素建築物の新築等に関する計画の認定及び当該計画の変更の認定の申請に対する審査手数料を追加するもの。

(施行期日) 公布の日(1については平成25年4月1日)

議案第180号 さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局保育部保育課)

(仮称)大宮駅西口第四地区複合施設(通称:のびのびプラザ大宮)の設置により、さいたま市立桜木南保育園をさいたま市立桜木保育園に統合し、同保育園を同施設内に移転することに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま市立桜木保育園の位置及び定員の変更

- ・ さいたま市立桜木保育園の位置を「桜木町2丁目227番地」から「桜木町1丁目185番地2」に、同保育園の定員を「65人」から「165人」に改めるもの。

2 さいたま市立桜木南保育園の廃止

- ・ さいたま市立桜木南保育園に係る規定を削るもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第181号 さいたま市防災会議条例及びさいたま市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局危機管理部防災課)

災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 防災会議の所掌事務の見直し

防災に関する諮問的機関としての機能を強化するため、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること及び当該重要事項に関し、市長に意見を述べることとする規定を加えるもの。

災害対策本部において一元的に災害に関する情報の収集を行うため、市の地域に係る災害に関する情報を収集する規定を削るもの。

2 防災会議の委員の追加等

防災会議の委員に自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者を加えるもの。

の委員並びに医師会の役員のうちから市長が任命する者及び市長が特に必要と認め任命する者の任期を2年とするもの。

3 規定の整備

- ・ 条例で引用している災害対策基本法「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第182号 さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部都市交通課)

さいたま市営武蔵浦和駅西自転車等駐車場の新設に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま市営武蔵浦和駅西自転車等駐車場の新設

名 称	位 置
さいたま市営武蔵浦和駅西自転車等駐車場	市内南区別所7丁目21番1号

2 利用時間

- ・ さいたま市営武蔵浦和駅西自転車等駐車場の利用時間は、午前4時30分から翌日の午前1時30分までとするもの。

3 利用料金

- ・ さいたま市営武蔵浦和駅西自転車等駐車場の利用料金を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第183号 さいたま市暴力団排除条例の制定について

(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部交通防犯課)

暴力団排除活動の推進により、市民生活の安全と平穏を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与するため、条例を制定するもの。

(内容)

1 基本理念

暴力団排除活動は、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民及び事業者の連携協力の下に推進されなければならないこととするもの。

何人も、暴力団員又は暴力団関係者と不適切な関係を有しないようにしなければならないこととするもの。

2 責務及び役割

- ・ 市の責務並びに市民及び事業者の役割を定めるもの。

3 市の事業における措置

- ・ 市は、公共工事その他の事業により暴力団を利することとならないよう必要な措置を講じることとするもの。

4 職員への不当な要求に対する措置

- ・ 市は、職員が暴力団員による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他の必要な措置を講じることとするもの。

5 公の施設における措置

- ・ 市長等は、公の施設の利用等が暴力団の活動を助長することとなる等と認められるときは、当該公の施設の利用等の許可等をせず、又は利用等の許可等を取り消すことができることとするもの。

6 青少年に対する教育のための措置

- ・ 市は、その設置する学校において、その生徒が暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じることとするもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第184号 さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築行政課)

さいたま都市計画地区計画の変更に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 適用区域の追加

- ・ 日生浦和地区地区整備計画区域を本条例の適用区域に追加するもの。

2 建ぺい率の最高限度に係る緩和規定の適用除外

- ・ 建築物に対する建ぺい率の最高限度を緩和する規定は、日生浦和地区地区整備計画区域内の建築物に適用しないこととするもの。

(施行期日) 平成25年1月1日

一般議案

議案第185号 (仮称)内野地区公民館建設(建築)工事請負契約について

(所管課所・教育委員会事務局生涯学習総合センター)

(内容)

1 契約の目的

(仮称)内野地区公民館建設(建築)工事

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

3億3,536万3,700円

4 契約の相手方

田中・賛京特定共同企業体

議案第186号 財産の取得について(救助工作車)

(所管課所・消防局警防部警防課)

救助現場における救助活動に必要な救助工作車を取得するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 物件の表示

救助工作車 1台

2 取得先

櫻護謨株式会社

3 取得額

1億5,960万円

議案第187号 指定管理者の指定について(さいたま市児童養護施設カルテット)

(所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援課)

さいたま市児童養護施設カルテットの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地 市内桜区大字下大久保 1 5 4 2 番地 4

名称 さいたま市児童養護施設カルテット

2 指定管理者に指定する団体

所在地 市内緑区大字大崎 2 1 6 0 番地

名称 社会福祉法人浦和福社会

代表者 理事長 黒澤 貞夫

3 指定する期間

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 8 8 号 指定管理者の指定について（さいたま市営武蔵浦和駅西自転車等駐車場）

（所管課所・都市局都市計画部都市交通課）

さいたま市営武蔵浦和駅西自転車等駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地 市内南區別所 7 丁目 2 1 番 1 号

名称 さいたま市営武蔵浦和駅西自転車等駐車場

2 指定管理者に指定する団体

所在地 東京都中央区日本橋小網町 7 番 2 号

名称 サイカパーキング株式会社

代表者 代表取締役 森井 博

3 指定する期間

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 8 9 号 当せん金付証券の発売について

（所管課所・財政局財政部財政課）

平成 2 5 年度における当せん金付証券（宝くじ）を 1 0 5 億円の範囲内において発売するため、議決を求めるもの。

議案第 1 9 0 号 さいたま市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消し及び変更について

（所管課所・市民・スポーツ文化局区政推進室）

平成 1 9 年 1 2 月議会において議決を得たさいたま市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について、指定した郵便局の一部を取り消し、及び郵便局に取り扱わせる事務を変更するため、議決を求めるもの。

（内容）

1 指定した郵便局の取消し

- ・ 現在指定している 7 2 局の郵便局のうち、平成 2 4 年度末をもって、4 5 局を取り消すこととするもの。

2 郵便局に取り扱わせる事務の変更

- ・ 郵便局に取り扱わせる事務のうち、平成 2 5 年度から外国人登録原票記載事項証明書

の交付の請求の受付及び引渡しの事務をしないこととするもの。

道路議案

議案第191号 市道路線の認定について
(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	18路線	
開発	8路線	計26路線

議案第192号 市道路線の廃止について
(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	4路線	
開発	2路線	計6路線

人事議案

議案第193号～議案第196号 人権擁護委員候補者の推薦について
(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、議会の意見を求めるもの。